

主な「受検の手引」販売先一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつけんビル5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-1 興和ビル9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-10 三愛ビル5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリースビル8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町3-11-22 建設クリエイティブビル4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-30 いわきビル2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

令和3年度2級建設機械施工管理技術検定試験(第一次検定のみ)

受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
TEL 03-3433-1575 (平日9:30~12:00/13:00~17:30)
FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部700円(郵送で請求のときは送料共で1部950円)
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

(建設業法に基づく建設機械施工管理技術士補および建設機械施工管理技術士になるための国家試験)

令和3年度 2級建設機械施工管理技術検定試験

【第一次検定のみ】

受検の手引

受付期間 令和3年2月15日(月)~3月31日(水) ※締切日3月31日の消印まで有効

第一次検定・第二次検定(筆記)		試験日: 令和3年6月20日(日)			
試験地	北広島市	滝沢市	東京都	新潟市	名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市

第二次検定(実技)		試験日: 令和3年8月下旬~9月中旬			
試験地	石狩市	仙台市	下都賀郡	秩父市	小松市
	富士市	刈谷市	明石市	小野市	広島市
	善通寺市	糟屋郡	国頭郡		

【注意】

- 注1) 試験地は、都合により変更する場合があります。
- 注2) 2級受検の手引は下記の3種類があり、本手引は、青色「第一次検定のみ」の手引となります。受検する試験に合わせ適切な手引をお選びください。

手引の種類	適用
【第一次検定・第二次検定】	令和3年度に第一次検定と第二次検定を受検する方の手引です。必要な実務経験年数を満たすことが受検資格となります。
【第一次検定のみ】	令和3年度に第一次検定だけを受検する方の手引です。令和4年3月31日時点で、満17歳以上であることが受検資格となります。
【第二次検定のみ】	令和3年度に第一次検定の免除を受け、第二次検定から受検する方の手引です。平成28年度以降の学科試験合格者で、当該年度に学科試験が免除となる方が対象です。

- 注3) 受検申込の書類を提出後は、氏名および住所の変更に係る変更以外の記載内容は変更できません。この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。
- 注4) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている者がいますが、当協会とは一切関係ありません。当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っていません。
- 注5) 建設業法関係法令の改正等により、受検の手引の記載の一部が変更となる可能性があります。変更となる場合は、協会ホームページでお知らせいたします。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であることを確認するものです。

1級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者の指導監督的な職務に従事する者を対象に、2級技術検定試験は、建設機械を使用して施工する建設工事現場において、技術者として実務に従事する者を対象に、上記の知識と能力を有するかを判定するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付され、第一次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級または2級建設機械施工管理技士」と称することが認められます。

1級または2級の技士は、建設業の許可に必要な有資格者となれるほか、建設工事の施工現場において、1級技士は監理技術者および主任技術者、2級技士は主任技術者としての資格が与えられます。

また、監理技術者の専任が求められる現場において、監理技術者の下に1級技士補を配置することで、当該監理技術者はもう1つの現場（1級技士補が配置されている現場に限る。）の監理技術者を兼務することができます。

受検の申込および受検にあたっての重要な注意事項

1. 受検の申込は、受検の手引に同封された専用の封筒を使用し、簡易書留により郵送してください。

2. 受検申込の期限は厳守してください。**期限を過ぎた申込は受理いたしません。**

申込期限	令和3年3月31日(水) ※当日の消印まで有効
------	-------------------------

3. 受検手数料は、所定の期限までに必ず払い込みしてください。**期限を過ぎて払い込まれた場合は、受検できません。**その場合、所定の事務手数料を差し引いたうえで返金します。【詳細は4頁】

第一次検定の受検手数料	令和3年3月31日(水)まで(受検申込書類の送付日まで)
-------------	------------------------------

4. 受検票の発送は、下記を予定しています。

表中【 】内の期日までに届かない場合は、当協会試験部(03-3433-1575)までご連絡ください。

第一次検定	令和3年6月1日(火)【令和3年6月7日まで】
-------	-------------------------

5. 受検当日は、時間に余裕をもって参集してください。災害等のやむを得ない事由により**試験日程の変更や中止となる場合は、当協会のホームページでお知らせします。**

6. **試験の合否に関する電話等による確認や採点に関するお問い合わせには一切お応えできません。**合格発表の方法および日時については21頁でご確認ください。

目次

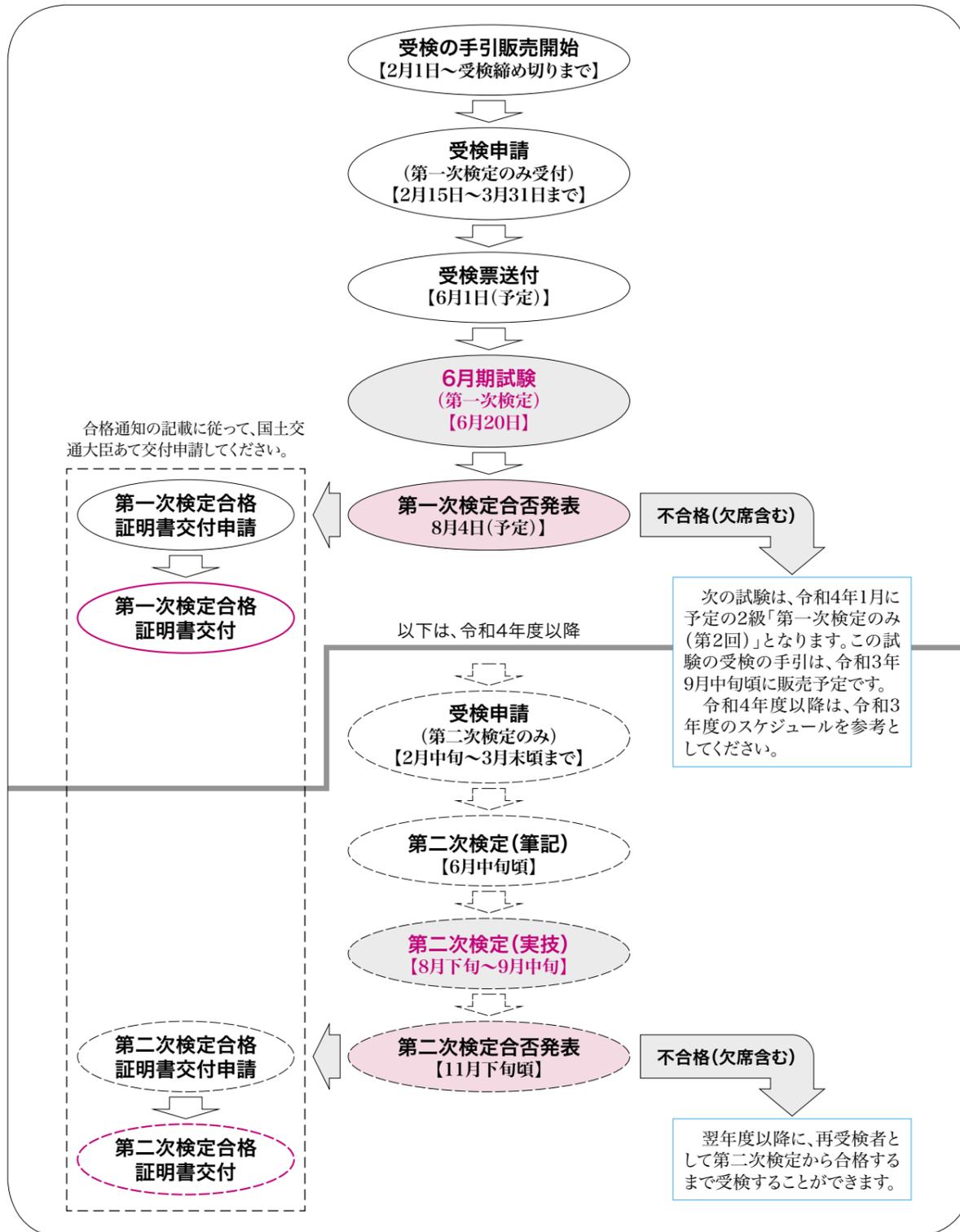
1. 資格取得までの流れ、日程(予定).....	1	12. 合格者の処遇.....	22
1.1 資格取得までの流れ.....	1	12.1 第一次検定の合格者.....	22
1.2 主なスケジュール(予定).....	2	12.2 第二次検定の合格者【参考】.....	22
2. 受検者の区分.....	3	13. 不正行為に対する措置.....	24
3. 受検の申込.....	3	14. 個人情報の取扱.....	24
3.1 受付期間、提出先.....	3	15. 受検資格【参考】.....	25
3.2 試験の方法、日程、受検手数料等について.....	3	○区分(イ)：大学卒業者等.....	25
3.3 申込手順と注意事項.....	4	○区分(ロ)：短大卒業者等.....	25
4. 提出書類.....	6	○区分(ハ)：高校卒業者等.....	25
5. 提出書類の記載方法等.....	7	○区分(ニ)：その他の者.....	25
5.1 【E票①、②】2級技術検定受検申請書、履歴票.....	7	16. 実務経験【参考】.....	27
5.2 【F票⑤】2級技術検定(第一次検定)合格証明書交付申請書.....	7	17. よくある質問.....	32
5.3 【G票⑩、コンピュータ入力票】受検申込書(第一次検定のみ).....	9	(巻末)各種様式	
5.4 【票⑪】郵便振替払込受付証明書添付欄.....	11	*再受検者資格確認申請書【様式】.....	36
5.5 【票⑫、⑬(裏面)】写真票.....	12	*郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届【様式】.....	37
6. 試験日程及び試験地等.....	13	*建設機械施工管理技術検定受検取消届【様式】.....	38
6.1 試験の日時.....	13		
6.2 第一次検定の試験地、時間割.....	13		
6.3 試験地についての注意事項.....	13		
6.4 第二次検定(実技)の試験地(参考).....	14		
7. 試験方法及び内容.....	14		
7.1 試験の種別.....	14		
7.2 試験方法.....	14		
7.3 第一次検定.....	15		
7.4 身体の不自由がある方の受検について.....	17		
7.5 第二次検定【参考】.....	17		
8. 申込み内容の変更、取り消し手続き.....	19		
8.1 住所、氏名等の変更.....	19		
8.2 受検の取り消し.....	19		
9. 受検時の注意事項.....	20		
10. 合格発表、合否通知.....	21		
11. 合格証明書の交付申請手続き.....	21		

2級建設機械施工管理技術検定（第一次検定・第二次検定）

1. 資格取得までの流れ、日程(予定)

以下の日程については、都合により変更となる場合があります。その場合は、協会ホームページ上にてお知らせいたします。

1.1 資格取得までの流れ



1.2 主なスケジュール(予定)

項目	日程	備考	
受検受付期間 (第一次検定受検手数料の払込期間)	令和3年2月15日(月)～3月31日(水)	最終日の消印がある ものまで有効 【3頁】	
第一次検定	受検票発送	令和3年6月1日(火)	6月7日までに届かない場合は、試験部へ連絡してください。
	受検地変更期限	令和3年6月8日(火)	
	受検の取り消し期限	令和3年6月8日(火)	
	試験日	令和3年6月20日(日)	
	合格発表 合格通知発送	令和3年8月4日(水)(予定)*	合否、採点に関する 問い合わせはできません。

※合格通知に「2級技術検定(第一次検定)合格証明書交付申請書」が付いていますので、氏名、本籍、生年月日、合格の種別の記載に誤りがないことを確認のうえ、交付手数料の収入印紙を貼付して、通知書に記載の宛先まで簡易書留郵便で送付してください。
合格証明書は、第二次検定を受検する際に必要となりますので、大切に保管してください。

2. 受検者の区分

2級建設機械施工管理技術検定の受検の申込をする受検者は、次の3つに区分されます。なお、再受検者については、同一種目・同一種別で受検する方に限ります。

この手引は、下記の(3)の方が対象となります。

(1) 一般受検者

第二次検定の受検資格の要件を満たす者が、はじめて「第一次検定・第二次検定」を受検する場合、または(3)の「第一次検定のみ」の合格者がはじめて「第二次検定のみ」を受検する場合が、「一般受検者」になります。

一般受検者は、受検の申込時に実務経験証明書や卒業証明書等の必要な全書類の提出が必要です。

(2) 再受検者

上記(1)の一般受検者が、第一次検定または第二次検定を不合格となり、再度受検する場合が「再受検者」となります。

再受検者は、実務経験証明書や卒業証明書等の提出が必要な書類の一部について省略することができます。

(3) 第一次検定のみ受検者(この手引で受検する方)

令和4年3月31日時点で満17歳以上となる者で、令和3年度に第一次検定だけを受検しようとする方が対象です。

「第一次検定のみ」の合格者は、第二次検定の受検資格要件を満たしたうえで、令和4年度以降に第二次検定の受検ができます。その場合は、(1)の一般受検者となります。**(注)**

(注)：第一次検定のみ受検者は、「第二次検定のみ」をはじめて受検するときは、(1)の一般受検者として実務経験証明書等の必要な書類すべての提出が必要になります。

3. 受検の申込み

3.1 受付期間、提出先

受付期間	令和3年2月15日(月)～3月31日(水) (注)
提出先	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(注)：受付期間最終日当日の消印があるものまで有効です。料金別納や後納により消印がない場合は、令和3年3月31日までに届いたものまでが有効で、期日を過ぎた受検申込は受付しません。申し込みの際は、必ず受検の手引に同封の専用の封筒を使用し、簡易書留にて送付してください。

3.2 試験の方法、日程、受検手数料等について

2級建設機械施工管理技術検定は、第1種～第6種までの建設機械の種類ごとに区分して行います。

(1) 受検の種別について

2級建設機械施工管理技術検定の試験の種別(第1種～第6種)については、14頁の「**7.1 試験の種別**」の一覧表から受検する種別を決定してください。

なお、第二次検定の受検にあたっては、受検種別に関する実務経験年数を満たすことが受検資格要件となります。

(2) 試験の日程と試験地について

試験日程等については、13頁からの「**6. 試験日程及び試験地等**」を参照してください。

(3) 受検手数料

第一次検定は、1回の試験で、奇数種別(1種、3種、5種)から1つ、偶数種別(2種、4種、6種)から1つの種別の2つの種別を受検することができます。

第一次検定の受検手数料は受検申込の種別数に応じて、次表により払い込みをしてください。

	検定区分等	受検手数料	払込期限
第一次検定	1つの種別を受検	14,700円	令和3年3月31日(水)まで
	2つの種別を受検	29,400円	

3.3 申込手順と注意事項

(1) 受検資格の確認

「第一次検定のみ」は、令和4年3月31日時点で満17歳以上となる方はどなたでも受検できます。

(2) 提出書類の準備

6頁からの「**4. 提出書類**」および「**5. 提出書類の記載方法等**」により、申請書類に必要な事項を記載し、受検申込に必要な書類すべてを準備してください。

(注1)：必要な提出書類の不足や記載事項に不備があると、受検できない場合がありますので注意してください。

(注2)：記載例を参考に、必要な事項はすべて記入してください。書類に虚偽の記載がある場合は、法律に基づく処分を受ける場合がありますので注意してください。

(注3)：提出書類によっては準備に時間を要するものもありますので、提出の準備は、期間に余裕をもって行ってください。

(3) 第一次検定受検手数料の払込

受検の手引に在中の「払込取扱票」により、受検の種別に応じた金額を、受検申込の準備期間中に払い込み、窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」の**原本(コピーは不可)を申請書の添付欄に貼り付けて**ください。貼付の際は、はがれないように全面をのり付けしてください。

(注1)：払込をATMで行う場合は、「ご利用明細書」の原本を貼付してください。また、控えとして必ずコピーをとり保管してください。

(注2)：払込は、必ず郵便振替により行ってください。インターネットや電信振替および現金書留等の方法では受付しません。

(注3)：郵便局窓口の営業時間に十分注意のうえ、申込みの受付期間に間に合うように払込を行ってください。

(注4)：期限を過ぎて払込をした場合は、受検の申込を受付しません。試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃に現金書留により返金します。返金は、郵便物送付先の住所とします。

(4) 申込書類の提出(郵送)

申込書類一式を、受検の手引に在中の申込用の専用封筒に入れて、必ず郵便局の窓口で簡易書留により郵送してください(ポストへの投函はしないでください)。

(注1)：申込は、受検者ごとに1つの封筒としてください。1つの封筒に複数者の申込書類が入っている場合は、受付を行わず、料金受取人払いにより返送いたします。

- (注2)：簡易書留以外の方法での提出はできません。直接持参による提出も受付しません。宅配便等の方法による送付については、料金受取人払いにより返送いたします。
- (注3)：令和3年3月31日(水)の消印があるものまでが有効です。「3.1 受付期間、提出先」の(注)をご覧ください。
- (注4)：申込書類の配送確認は、簡易書留の発送時に郵便局窓口で渡される「書留・特定郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で確認してください。当協会へのお問い合わせでは確認できません。
- (注5)：申込書類は返却しません。提出いただいた書類は、当協会の規定により、所定の保存期間を経過後速やかに溶解処分いたします。
- (注6)：申込書類の審査の結果、受検資格がないと認められた者、および書類の不備等で受検の申込が不受理となった者には、第一次検定の受検手数料から、試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃に現金書留により返金します。返金は、郵便物送付先の住所とします。

(5) 受検票の送付(予定)

検定区分	受検票発送予定日	備考(配送されない場合の問い合わせ)
第一次検定	令和3年6月1日(火)	令和3年6月7日(月)午前中までに届かない場合*

*:備考欄の期日までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問い合わせをしてください。

(6) その他

受検の申込後に、住所等に変更があった場合、受検地の変更を希望する場合(引っ越し等を伴うやむを得ない場合に限る。)、受検の取り消しを希望する場合については、19頁をご覧ください。

4. 提出書類

提出書類一覧

書 類		書類No.	第一次検定のみ 受検者
E 票	2級技術検定受検申請書	①	○
	履歴票	②	○
F 票	2級技術検定合格証明書交付申請書(第一次検定)	⑤	○
G 票	コンピュータ入力票	⑩	○
郵便振替払込受付証明書添付用紙(写真票と1枚綴り)		⑪	○
写真票(表面⑫、裏面⑬)		⑫⑬	○
本籍地記載の住民票(6ヶ月以内の取得で、マイナンバー記載がないもの)(注)		—	○

(注)住民票提出にあたっての注意事項

- * 本籍地が記載され、マイナンバーの記載がない、次の①～②のものとしてください。
 - ①申請時から6ヶ月以内に取得し、交付日が記載されたもの
 - ②原本であること(コピーは不可)
- * 外国籍の方は、国籍と通称名が記載されたものとしてください。
- * 個人情報保護の観点から、住民票のマイナンバー部を黒塗りしたものは受理しません。必ず、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

5. 提出書類の記載方法等

5.1 E票①、②(申請書、履歴票)

R032級 (第一次検定のみ) E票

① **2級技術検定受検申請書**
 2級の技術検定を受検を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
 一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿
 令和 3年 3月 17日
 氏名 **梶原 太郎**

検定区分	第一次検定
検定種目	建設機械施工管理
受検科目 (受検種別)	第1種 トラクター系建設機械 <input type="checkbox"/>
	第2種 ショベル系建設機械 <input type="checkbox"/>
	第3種 モーター・グレーダー <input type="checkbox"/>
	第4種 締め固め建設機械 <input type="checkbox"/>
	第5種 舗装用建設機械 <input type="checkbox"/>
	第6種 基礎工事用建設機械 <input type="checkbox"/>
受検希望地	第一次検定 東京
受検者区分	第一次検定のみ

② **履歴票** ※受検番号

フリガナ	カジワラ タロウ	昭和 2年 11月 3日生	本籍	青森 県
氏名	梶原 太郎	(満 30年 4月)		
フリガナ	トウキョウト〇〇ク△△			
現住所	(〒〇〇〇-xxxx) 東京都 〇〇区△△ 3-5-8			
勤務先または 在学中の学校名	(勤務先は部・課まで記入、学校名は学部・学科まで記入) (〒 03 - 〇〇〇〇 - xxxxx) (株)東京建設 道路部 工事課			
勤務先所在地 または 学校所在地	(〒〇〇〇-xxxx) 東京都 〇〇区□□ 1-1-1			
最終学歴	学校名 学部・学科名 卒業年月			
	東京都立港工業高等学校 機械科 (S(H)R) 21年 3月			

・氏名、生年月日、本籍、現住所は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。
 ・年齢は、令和3年3月31日現在の満年齢としてください。
 ・現住所は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等も正確に記入してください。

勤務先または在学中の学校名
 勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。在学中の方は、現在通学している学校名を記入してください。なお、現在所属先がない方は、「所属先なし」と記入してください。

勤務先住所または学校所在地
 郵便番号、番地まで正確に記入してください。

最終学歴(在学中の方は記入不要)
 最終学歴となる卒業した学校の校名、学部・学科名、卒業年月を記入してください。中学校卒業の方は、学部・学科名の記入は必要ありません。

受検科目(受検種別)

2級建設機械施工管理では、1回の試験で2科目までの受検が可能です。ただし、試験の時間割により、「第1種、第3種、第5種」から1つ、「第2種、第4種、第6種」から1つの種別に限られます。
 記載例は、第1種と第4種の2つの種別を受検する場合の記載例です。1つの種別だけを受検する場合は、希望する受検種別の欄から1つを選択し○を付けてください。

受検希望地

13頁の「6.2(1)」の一覧から、希望する第一次検定の試験地を記入してください。

5.2 F票⑤(合格証明書交付申請書)

R032級 (第一次検定のみ) F票

⑤ **2級技術検定合格証明書交付申請書**
 2級の第一次検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
 令和 年 月 日

国土交通省 地方整備局長
 北海道開発局長 殿
 内閣府 沖縄総合事務局長

フリガナ **カジワラ タロウ**
 氏名 **梶原 太郎**

本籍 **青森 県**

現住所 (〒〇〇〇-xxxx) (〒 03 - 〇〇〇〇 - xxxxx)
東京都 〇〇区△△ 3-5-8

生年月日 昭和 2年 11月 3日生
 (平成)

技術検定の種目及び種別 第 1 種
 建設機械施工管理 第 4 種

2級合格証明書交付申請書(F票⑤)

本申請書は、第一次検定に合格した者が国土交通大臣あてに提出するものですが、証明書交付の手続きを確実にを行うため、あらかじめ記入し提出いただくものです。
 左記の記載例を参照し、氏名、本籍、現住所、生年月日を正確に記入してください。

第一次検定を合格された方へは、合格通知書とともに、左記の内容を印刷した合格証明書交付申請書が送付されますので、内容を確認のうえ、収入印紙貼付欄に収入印紙を貼付し、合格通知書に記載の送付先まで郵便書留で送付してください。

5.3 G票⑩(コンピュータ入力票)

⑩ 03 1級

第一次検定のみ

G票

コンピュータ入力票

は全箇所必ず記入または該当番号に○を付けること

誤って記入した場合は、記入した箇所に、二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

2級建設機械施工管理(第一次検定)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申し込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

令和3年03月17日

※この欄は記入しないでください

整理番号

フリガナ	カシワハラ	タロウ	フリガナ	
氏名	梶原 太郎	性別	男	生年
フリガナ		性	女	月
通称名		日	1	年
		日	0	月
		日	3	日
本人と連絡のとれる電話(携帯)・FAX				
TEL 090 - 0000 - XXXXX FAX 03 - 0000 - XX△△				
本籍地				
北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 (国籍を記入)				

受検しようとする種別 ^{※1}		希望する受検地 ^{※2}	
A群	B群	1	2
第1種	第3種	3	4
第5種	第2種	5	6
第4種	第6種	7	8
		9	10
^{※1} 1つの種別を受検する場合は、A群またはB群のいずれか1つの種別に○を付けてください。 2つの種別を受検する場合は、A群から1つ、B群から1つの種別を選び○をつけてください。 試験の時間帯の都合上、A群から2つ、B群から2つの種別を選ぶことはできません。		^{※2} 試験会場の規模と希望者数により、希望受検地を変更させていただく場合があります。	

郵便物送付先住所	〒0000-XXXX 東京都 〇〇区〇〇〇 1-1-1
勤務先住所	(株)東京建設 道路部 工事課内 TEL 03 - 0000 - XXXXX
所在地	都・道 府・県
現在の勤務先	会社名 TEL - -
業種	01. 中央官庁(出先機関を含む) 05. 建設業(建築工事業) 09. 建設業(舗装工事業) 13. 建設コンサルタント 02. 地方公共団体 06. 建設業(とび・土工工事業) 10. 建設業(電気通信工事業) 14. その他 03. 公団・公社・独立行政法人等 07. 建設業(電気工事業) 11. 建設業(造園工事業) () 04. 建設業(土木工事業) 08. 建設業(管工事業) 12. 建設業(その他の工事業) 04
最終学歴	学校 1. 大学 2. 短大、高等専門学校(5年制) 3. 高等学校 4. 中学校 5. 専門学校(高度専門士) 6. 専門学校(専門士) 7. 専門学校(5,6以外) 8. その他 () 3
学科	(東京都立港工業高等) 学校 () 学部 (機械) 学科 01
卒業・修了年月	昭和 平成 令和 卒業・修了年月 21年03月 卒業・修了年月 3年00月

受検者氏名	梶原 太郎	(注) この申込事項に事実と相違がある場合には、合格及び受検実績が取り消される場合があります。
-------	-------	---

着色部 の欄は、すべて記入または該当番号に○を付けてください。誤って記入した場合は、記入箇所に二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。

- ①申込日
書類作成日(E票の申込日)の日付を記入してください。一桁の数字の場合は、二桁目の数字欄に0(ゼロ)を記入してください。(以下、数字の記入については同様です。)
- ②氏名、本籍地等
氏名は、略字等は使用せずに、住民票の記載どおりに楷書で記入してください。
フリガナは、印字文字数に制限があるため、氏名ともに10文字以内の計20文字までとし、これを超える場合は、イニシャル等により短縮して記入してください。
- ③本人との連絡のとれる電話(携帯)・FAX
受検者本人と確実に連絡のとれる電話・FAX番号を記入してください。申込書の記載事項等について確認が必要な場合、この連絡先へ連絡します。
- ④本籍
本籍地は、住民票の記載に合わせ該当する番号に○を付けてください。外国籍の方は、「48」に○を付け、国籍を下欄に記入してください。

- ⑤受検しようとする種別、希望する受検地
E票①の記載に合わせ、受検しようとする種別と希望する受検地に○を付けてください。

- ⑥郵便物送付先住所
郵便物送付先住所は、受検票や合否通知等を郵送する先の住所です。郵便物を確実に受け取ることができる住所を記入してください。勤務先を記入する場合、株式会社→(株)、有限会社→(有)、会社名の後に「内」を付けてください。
自宅等を送付先とする場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名等まで正確に記入し、現在の勤務先欄に所属先の所在地、会社名と部署名を記入してください。
- ⑦現在の勤務先(在学中の方は、学校の所在地と学校名)
勤務先の所在地と会社名(在学中の方は、学校の所在地と学校名)を記入してください。
送付先を勤務先とする場合は、左記の記載例のように、住所欄に会社名と所属部署まで記載し、「勤務先と同じ住所」の「1」に○を付けることで、「現在の勤務先」の所在地と会社名を省略することができます。
- ⑧業種
業種欄は、業種一覧の該当する番号に○を付け、右端の枠内にその番号を記入してください。なお、「14. その他」の場合は、()内へ、業種についてできるだけ具体的に記入をしてください。

- ※在学中の方は記入不要です。
- ⑨最終学歴(学校欄)
学校一覧の該当する番号に○を付け、その番号を右端の枠内にその番号を記入してください。
国外における学歴については、29頁の「16. 実務経験」の⑥による国土交通大臣の認定を受けた学歴に相当する学校としてください。認定を受けていない場合は、「8. その他」とし下記により記入してください。
学歴を「8. その他」とした場合は、()内へ、卒業または修了証明書に記載された学校名を正確に記入してください。
- ⑩最終学歴(学科欄)
卒業された学校名、学部名、学科名を正確に記入してください。
中学校卒の方は、学校名のみ記入し、学部および学科は記入する必要はありません。
- ⑪最終学歴(卒業・修了年月欄)
年号および卒業・修了の別について、該当する番号に○付け、修業年数も必ず記入してください。

5.4 票⑪(郵便振替払込受付証明書添付欄)

- ※1
- ①郵便振替払込受付証明書の貼付
郵便局の窓口で第一次検定の受検手数料(14,700円)を払い込んだ際に受け取る「振替払込受付証明書(原本)」を、貼付欄へ貼付してください。
貼り付ける際は、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。
- ②払込人住所氏名欄への記載
受検者本人の氏名を必ず記入してください。
所属会社等の第三者が払い込む場合は、その者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名を()書きで記入するようにしてください。
- (注) 受検手数料の払込については、4頁を参照してください。
ATMで払い込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。また、明細票はコピーを必ずとり保管するようにしてください。

E票①に記載した第一次検定の希望受検地と、受検者の氏名を記入してください。

受検しようとする種別の該当欄に○を付けてください。

R03 ⑪

受検番号	※
郵便振替払込受付証明書 (払込人→郵便局→払込人)	
口座番号	00170-5-71122
加入者	一般社団法人 日本建設機械施工協会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 4 7 0 0
払込人住所氏名	(〒000-xxxx) 東京都 〇〇区△△3-5-8 梶原 太郎 (印: 03-〇〇〇〇-xxxx)
貼付欄	受付局日付印 芝公園 3.3.17

第一次検定希望受検地
東京

氏名
梶原 太郎

条件

パスポート用カラー証明写真

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真

- 縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
- 6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなしのもの
- 無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上)
- 自前のカメラで撮影したものは使用できません。
- 写真の裏に、氏名、受検する級、希望する第一次検定の受検地を記入してください。
- 写真添付欄にはがれないように全面のり付けしてください。(セロハンテープは使用不可)

※合格証明書の写真は、写真裏の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます。(受検できない場合もあります。)

詳しくは「受検の手引」12頁で確認ください。

R03 ⑫

受検種別	第1種 トラクター系建設機械 第2種 ショベル系建設機械 第3種 モーター・グレーダー 第4種 締め固め建設機械 第5種 舗装用建設機械 第6種 基礎工事用建設機械
受検種別	2級
令和3年度技術検定 写真票	
フリガナ	カジワラ タロウ
氏名	梶原 太郎 (通称名:)
受検番号	※
撮影日	R03年 3月 17日撮影

出欠状況

区分	出欠
第一次検定	共通 ※
第二次検定	第1種 ※
	筆記(択一式) ※
	実技(第1種) ※
	実技(第2種) ※
	実技(第3種) ※

撮影日は、必ず記入してください。

5.5 票⑬(写真票および裏面)

氏名は正確に楷書で記入してください。

- ※2
- 貼付する写真は、写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明な、次の①～③の証明写真としてください。
- (注) 提出いただく写真は、合格証明書の写真として転写します。不適切な写真は再提出していただきます。また、受検時のご本人と写真に乖離があると、受検できない場合もありますので注意してください。
- ①サイズは、縦4cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
 - ②申請時から6ヶ月以内に撮影したカラー、フチなしのもの
 - ③無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上を撮影したもの)
- 【以下の写真は使用できません。】
- ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
 - ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
 - ・背景(壁、窓、カーテン、風景等)があるものや、衣服と同じ背景色のもの
 - ・前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの
 - ・メガネのレンズに照明等が反射しているもの
 - ・サングラスや色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
 - ・横向きやうつむいた状態で真正面を向いていないもの
 - ・写真の人物の頭頂部から顎までの長さが3cm以下のもの
- ◎貼付時の注意事項
- *写真の裏面へ、氏名、受検する級、受検希望地を記入してください。
 - *申込書類の写真票の写真貼付欄へ、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。(セロハンテープ等では貼り付けしないでください。)
 - *貼り付ける際は、写真に傷や汚れがつかないように注意してください。

⑬

フリガナ	カジワラ タロウ
氏名	梶原 太郎
フリガナ	
通称名	
本籍	青森 都・道府・県
生年月日(年齢)	昭和(平成) 2年 11月 3日生(満 30歳)
現住所	〒000-xxxx 東京都 〇〇区△△3-5-8 Tel. 03 - 〇〇〇〇 - □□□□
勤務先名	(株) 東京建設
勤務先所在地	〒000-xxxx 東京都 〇〇区△△△1-1-1 Tel. 03 - 〇〇〇〇 - xxxxx

票⑬(写真票⑫裏面)
氏名、本籍、生年月日、現住所等を正確に楷書で記入してください。

6. 試験日程及び試験地等

6.1 試験の日時

検 定 区 分	試 験 日 時
第一次検定	令和3年6月20日(日) ※午前11時20分までに入室のこと。

6.2 第一次検定の試験地、時間割

(1) 試験地(予定)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 北広島市	(岩手県) 滝沢市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

(2) 時間割

第一次検定【共通】は2時限目(試験開始11時30分)からになりますので、注意してください。1時限目の終了後の休憩時間から入室できます。

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第二次検定(筆記)	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～10時10分
(休憩)	(10時10分～11時20分)		
第一次検定【共通】	11時20分	11時20分～11時30分	11時30分～12時30分
(昼休み)	(12時30分～13時15分)		
第一次検定【偶数種別】	13時15分	13時15分～13時30分	13時30分～14時30分
(休憩)	(14時30分～15時20分)		
第一次検定【奇数種別】	15時20分	15時20分～15時30分	15時30分～16時30分

6.3 試験地についての注意事項

- (注①)：試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。
- (注②)：試験地は、受検の申込時に希望地を指定できますが、希望者数によっては、希望する試験地とならない場合があります。あらかじめご承知おきください。
- (注③)：試験会場は、受検票でお知らせします。
地域によっては、複数の試験会場で行います。同じ会社等に所属する場合も、受検者ごとに会場が異なる場合がありますので、受検票で必ず確認してください。
- (注④)：受検者による受検地の変更はできません。ただし、引っ越し等によるやむを得ない事情がある場合に受検地の変更が認められる場合がありますので、その場合は、19頁の「8.1(3)受検地の変更」をご覧ください。

6.4 第二次検定(実技)の試験地(参考)

下表の「○」印があるものが、検定科目の実技試験を行う試験地です。複数の種別を受検する場合、選択する種別によっては、1つの会場で受検できない場合があります。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		石(北 狩海 道)市	仙(宮 台城 県)市	下(栃 都木 賀県)郡	秩(埼 父玉 県)市	小(石 川松 川)市	富(静 土岡 県)市	刈(愛 谷知 県)市	明(兵 石庫 県)市	小(兵 野庫 県)市	広(広 島島 県)市	善(香 通香 川)市	糟(福 屋岡 県)郡	国(沖 頭繩 県)郡
第1種	トラクター系 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
第2種	ショベル系 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3種	モーター・グレーダー 操作施工法	○	○		○	○					○	○	○	
第4種	締め固め 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
第5種	舗装用 建設機械操作施工法	○			○			○						
第6種	基礎工 建設機械操作施工法						○		○					

7. 試験方法及び内容

2級建設機械施工管理の試験は、第1種～第6種の種別ごとに、第一次検定と第二次検定に区分して行います。

7.1 試験の種別

2級建設機械施工管理の試験は、建設機械の種類により、下表の第1種～第6種の種別に区分され、それぞれの種別ごとに試験を行います。

建設機械の種別一覧

種別	試験科目	建設機械
第1種	トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械
第2種	ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械
第3種	モーター・グレーダー	モーター・グレーダー
第4種	締め固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械
第5種	舗装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等
第6種	基礎工 建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械

7.2 試験方法

第一次検定には、各種別に共通の試験と種別ごとに行う試験があり、1回の検定試験で最大2つの種別について受検することができます。

ただし、前項(13頁)の「6.2の(2)時間割」に示すとおり、2時限目に行う第1種～第6種に共通の試

験と、3時限目の偶数種別(2種、4種、6種)試験、4時限目の奇数種別(1種、3種、5種)試験で実施するため、1回に受検できる種別は、偶数種別から1つ、奇数種別から1つの計2つの種別に限られます。

第一次検定は、次表のとおり、すべて四者択一式のマークシート記入方式で行います。

検 定 区 分	試 験 方 法	備考(試験日)
第一次検定	四者択一式、マークシート記入方式	令和3年6月20日(日)
第二次検定(筆記)【参考】		
第二次検定(実技)【参考】	実機による操作施工	令和3年8月下旬～9月中旬

※第二次検定は、第二次検定(筆記)と第二次検定(実技)により、上表の日程で行います。「第一次検定のみ」の合格者は、合格の翌年度以降に、第二次検定の受検資格要件を満たしたうえで、第二次検定(筆記)から受検することになります。

7.3 第一次検定

第一次検定の検定科目と検定基準は下表のとおりです。試験は、四者択一問題のマークシート方式で行います。検定科目により、必須解答問題と選択解答問題がありますので、注意してください。

(1) 共通の試験科目

試 験 科 目	検 定 基 準	
共 通	土 木 工 学	1. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うに必要な設計図書を正確に読み取るための知識を有すること。
	施 工 管 理 法	1. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2. 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。
	建 設 機 械 原 動 機	1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3. 機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。
	石 油 燃 料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	潤 滑 剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	法 規	建設工事の施工の管理を適確に行うための法令に関する概略の知識を有すること。

(2) 種別の試験科目

第1種	トラクター系建設機械	1. トラクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	トラクター系建設機械施工法	1. トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. トラクター系建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械	1. ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	ショベル系建設機械施工法	1. ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. ショベル系建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー	1. モーター・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーの運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	モーター・グレーダー施工法	1. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. モーター・グレーダーの統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械	1. 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	締め固め建設機械施工法	1. 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 締め固め建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。
第5種	舗装用建設機械	1. 舗装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 舗装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 舗装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	舗装用建設機械施工法	1. 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 舗装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 舗装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 舗装用建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。

第6種	基礎工事中用建設機械	1. 基礎工事中用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事中用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 基礎工事中用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	基礎工事中用建設機械施工法	1. 基礎工事中用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事中用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 基礎工事中用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 基礎工事中用建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な一応の能力を有すること。

7.4 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ① 車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注)
- ② 試験会場までの自家用車の利用についての配慮。
- ③ 補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
- ④ 注意事項等についての文字による説明。
- ⑤ その他対応可能な身体の不自由への配慮。

上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注)：第一次検定および第二次検定(筆記)については、試験中は付添者に退室していただきます。また、第二次検定(実技)では、受検者は実機に搭乗して実際の運転操作を行います。実機への乗降のための付添者による介助は許可となりますが、それ以外の介助は許可されません。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。

7.5 第二次検定【参考】

第二次検定は、第二次検定(筆記)と第二次検定(実技)により行います。なお、第二次検定(筆記)は第一次検定と同日に、第二次検定(実技)は第一次検定の合格者を対象に8月下旬～9月中旬で行います。

(1) 第二次検定(筆記)

第二次検定(筆記)の検定科目と検定基準は下表のとおりです。試験は、第1種～第6種まで共通の試験として、四者択一のマークシート方式で行います。

検定科目	検定基準
施工管理法	1. 主任技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定、施工等を適確に実施することができる応用能力を有すること。

(2) 第二次検定(実技)

第二次検定(実技)は、第一次検定の合格種別ごとに、実際の建設機械を使用し、所定のコース内での操作施工を行う実技試験により行います。

検定科目(種別)		検定基準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	舗装用建設機械操作施工法	1. 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事中用建設機械操作施工法	1. 基礎工事中用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事中用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事中用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

実技試験で使用を予定する建設機械

検定科目(種別)		使用建設機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザ	6～12t級
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45 m ³ 級(注)
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラ	10～12t級
第5種	舗装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャ	舗装幅2.5～4.5m級
第6種	基礎工事中用建設機械操作施工法	アースオーガ	杭打機40～50t吊級

※操作方式は、JIS規格の「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

8. 申込み内容の変更、取り消し手続き

8.1 住所、氏名等の変更

(1) 郵便物送付先住所の変更

受検の申込後に郵便物送付先住所に変更を生じた場合は、37頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。

FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

(2) 氏名、本籍の変更

受検の申込後に、婚姻等により氏名や本籍に変更を生じた場合は、37頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、変更の事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類を同封し、当協会試験部あてに簡易郵便書留で送付してください。

(3) 受検地の変更

受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由による場合で、試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。

受検地の変更については、事前に当協会試験部まで電話をし、変更理由と変更希望先を告げ、変更の可否について確認したうえで、変更可能な場合は、下記①～③の書類を簡易書留郵便またはFAXで当協会試験部まで、下記の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

【提出書類】

- ①郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届(37頁の書式をコピーしてください。)
- ②変更理由を証明するもの(住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等) **(注)**
- ③受検票の写し(発送日前、発送後で未着の方は不要です。)

(注)：短期(概ね3ヶ月未満)の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

受検地の変更期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)	
第一次検定	令和3年6月8日(火) ※必着

8.2 受検の取り消し

受検の取り消しを行う場合は、38頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留郵便またはFAXで当協会試験部まで、下記の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返金いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返金はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の可否通知はいたしません。

9. 受検時の注意事項

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

- ① 試験会場について、受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。
会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。
試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム (※1、2)
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書 (※3)

(※1)：上記以外の筆記具は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。

(※2)：通信機能や計算機能の付いた電子機器(電卓、スマホ等)は使用できません。

(※3)：試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、11時00分までに来場し、受付で試験室(受検番号で指定)を確認したうえで、11時20分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室および受検はできません。なお、試験の終了時刻は変わりません(試験時間は短くなります。)
- ④ 試験開始後は、第一次検定は30分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- ⑤ 喫煙は、指定の場所のみとし、他の場所は禁煙です。試験会場によっては、会場内が全面禁煙となる会場もあります。会場周辺の方々に迷惑となる路上喫煙等は、絶対にしないでください。試験監督者等の注意に従わない場合、失格となる場合があります。
- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞆等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑨ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「**13. 不正行為に対する措置**」の措置を行います。
- ⑩ 試験問題および第一次検定の解答については、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします。(掲載期間は1年を予定しています。)
- ⑪ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受検していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

(4) 試験の中止または試験時間の繰り下げ(緊急時の措置)

大規模災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受検者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、第一次検定【共通】は試験開始から30分以内は受検できますので、会場までは行くようにしてください。

10. 合格発表、合否通知

(1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。下記の合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

①第一次検定の合格発表	令和3年8月4日(予定)
②合格者番号の掲示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ[※]) ・国土交通省(各地方整備局、北海道開発局) ・内閣府沖縄総合事務局 ・一般社団法人 沖縄しまたて協会 ・官報公告

※：https://jcmnet-shiken.jp/

(2) 合否通知

合否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日に発送します。合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは合否の通知は行いません。

検定区分等	通知内容(合格者へは封書により送付します。)
第一次検定 (合格者)	<ul style="list-style-type: none"> ①第一次検定合格通知書 ②第一次検定合格証明書交付申請書(※1)
(不合格者)	ハガキにより結果を通知します。

(※1)：次項の「11. 合格証明書交付申請手続き」により、合格証明書の交付申請を行ってください。交付申請書の提出先は、各合格通知書に記載しております。

(3) 合否等の問合せ

合否および採点に関する問合せには一切応じられません。合否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

(4) 再受検について

直近の試験は、令和3年度の「第一次検定のみ【第2回】」です。9月中旬頃に販売開始する予定の受検の手引を購入のうえ、手引に記載の期限までに申込をしてください。

令和4年度の第一次検定の試験日前日(令和4年6月中旬頃を予定)までに、第二次検定の受検資格要件を満たす場合は、令和4年度に「第一次検定・第二次検定」で申込する方法があります。この場合、6月の試験で第一次検定と第二次検定(筆記)を同日に受検できます。

11. 合格証明書の交付申請手続き

2級建設機械施工管理技士補として「第二次検定のみ」を受検する場合に、本技術検定の合格証明書の交付を受けておく必要があります。

合格通知書に同封の第一次検定合格証明書交付申請書(以下、「交付申請書」という。)を、下記の要領

で国土交通大臣あて提出してください。

(1) 交付申請書の記載事項の確認、訂正等

合格通知書に同封の交付申請書は、受検の申込時に提出いただいた申請書(F票)の記載事項を転記したものです。記載内容に誤りがないか必ず確認してください。記載事項に誤りがある場合は、正しい記載を赤字で記入してください。

① 氏名、本籍、生年月日、現住所

すでに提出いただいている住民票の記載と異なる場合に訂正してください。受検後に、氏名や本籍等に変更があった方は、変更の事実確認ができる戸籍抄本またはこれに代わる証明書類を添付して、変更箇所を赤字で修正してください。

② 顔写真、受検番号

交付申請書の欄外の顔写真および受検番号についても、受検者本人のものであることを確認してください。受検者本人のものと異なる場合は、当協会試験部へ速やかに連絡してください。

③ 合格証明書の送付先住所

合格証明書は、受検時に登録された郵便物送付先住所(合格通知書の送付先住所)あてに送付されます。受取住所の変更を希望される方は、別紙(様式自由)に、現在の送付先住所と変更希望の送付先住所を記載し、交付申請書と一緒に提出してください。

(2) 収入印紙(合格証明書交付手数料)の貼付

合格証明書の交付手数料として、収入印紙(2,200円分)を収入印紙貼付欄へ貼り付けてください。貼り付ける際は、全面にのり付けししっかりと貼り付けてください。

(3) 交付申請書の提出(必要に応じて添付書類を同封のこと。)

合格通知書に記載の「交付申請書送付先」へ、簡易郵便書留で送付してください。簡易郵便書留以外の方法で送付しても受理されませんので注意してください。

(注)：交付申請書の提出先は、当協会ではありません。

12. 合格者の処遇

12.1 第一次検定の合格者

第一次検定の合格者(合格証明書の交付を受けた者に限る。)は、「2級建設機械施工管理技士補(以下、「技士補」という。)」の称号が付与され、第二次検定の受検資格の要件を満たすことで、合格した種別について、令和4年度以降に行う第二次検定の受検資格を恒久的に得られます。

第二次検定を受検する場合は、その年度の2級建設機械施工管理技術検定試験「第二次検定のみ」の受検の手引により申込をしてください。

12.2 第二次検定の合格者【参考】

第二次検定の合格者は(合格証明書の交付を受けた者に限る。),「2級建設機械施工管理技士(以下、「施工管理技士」という。)」の称号が付与され、以下の資格等を得られます。

(1) 建設業法に基づく資格

建設業法における「土木工事業」とび・土工工事業「舗装工事業」の業種で、次の①～⑤に示す有資格者になることができます。

- ① 建設業の許可を得る場合に必要、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第7条関係)
- ② 特定建設業(土木工事業にあつては指定建設業)の許可を得る場合に必要、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第15条関係)
- ③ 建設工事の施工に必要な、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者になることができます。(建設業法第26条関係)
- ④ 公共性のある工作物等に関する一定金額以上の重要な建設工事で、工事現場ごとに置くことが必

要な、専任の主任技術者になることができます。(建設業法第26条関係)

(2) その他の資格等

労働安全衛生法における次の資格または処遇を受けることができます。

① 特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)

労働安全衛生法で定める特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格(事業者を除く)または必要な研修の一部免除を受けることができます。特定自主検査の対象となる建設機械等との関係は、下表のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の資格等との関係

検定区分等	事業内検査の 資格種類	車両系建設機械				高所 作業車	不整地 運搬車	フォーク リフト
		整地・運搬・積込み・ 掘削及び解体用	基礎 工事用	締固め用	コンク リート 打設用			
1級建設機械施工管理技士		○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	△	○	△

凡例(○:有資格者、△:検査者として必要な研修の一部を免除)

② 運転技能講習等の免除

労働安全衛生法の定めにより、就業にあたり必要となる技能講習等について、建設機械施工管理技士は講習等の一部または全部の免除を受けることができます。検定区分等と免除される運転技能講習等の関係は、下表のとおりです。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める運転技能講習等との関係

検定区分等	技能講習等	技能講習								特別教育
		車両系建設機械			不整地 運搬車	高所 作業車	ショベル ローダ	クレーン 等	地山の 掘削作業 主任者	
		整地・運搬・ 積込み・掘削用	基礎 工事用	解体用						
1級建設機械 施工管理技士 (実技試験の 選択科目別)	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
	第3種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
	第3種	○	△	△	△	△	△	×	△	
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	

凡例(○:必要な講習・教育の全部を免除、△:必要な講習科目の一部免除・時間短縮、×:免除なし)

(注1):前頁の表は、労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育からの抜粋です。建設機械施工管理技士の資格で従事できる業務の詳細については、最寄りの労働局または労働基準監督署に確認してください。

(注2):地山の掘削作業用は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、第二次検定(実技)の第5種で使用するアスファルトフィニッシャの運転は、労働安全衛生法において就業制限を受ける業務の対象外となっています。

(注3):法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督者等の厚生労働省関係機関へご確認ください。

13. 不正行為に対する措置

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

不正行為に関与した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営審査事項」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受ける場合があります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、「5. 提出書類の記載方法等」を参考に必要事項を適切に記入してください。

また、試験においては、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

14. 個人情報の取扱

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部(国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く)に対して一切公表又は提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報(住民票に記載されたマイナンバーなど)については、当協会が管理するデータの対象外とします。

2級建設機械施工管理技術検定(第二次検定)

15. 受検資格【参考】

「第一次検定のみ」に合格し、令和4年度以降に第二次検定まで受検しようとする場合は、第二次検定の受検資格となる下記区分(イ)～(ニ)のいずれかに該当する必要があります。27頁の「16. 実務経験」と合わせて資格要件を確認のうえ、受検しようとする年度の「第二次検定のみ」の手引により、各区分に応じた必要な書類を添付して申し込みをしてください。

区分	最終学歴(注1)	必要とする実務経験年数(注2)(最終学歴卒業後に限る)	
		指定学科(注3)	指定学科以外(注3)
(イ) (注4)	学校教育法による ・大学卒業 ・高度専門士	卒業後に、受検しようとする種別に6月以上、かつ他の種別と合わせ通算で1年以上の実務経験	卒業後に、受検しようとする種別に9月以上、かつ他の種別と合わせ通算で1年6月以上の実務経験
(ロ) (注5)	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門士	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に1年6月以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に1年以上、かつ他の種別と合わせ通算で2年以上の実務経験	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に2年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に1年6月以上、かつ他の種別と合わせ通算で3年以上の実務経験
(ハ) (注6)	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に2年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に1年6月以上、かつ他の種別と合わせ通算で3年以上の実務経験	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に3年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に2年3月以上、かつ他の種別と合わせ通算で4年6月以上の実務経験
(ニ)	その他の者 (最終学歴が中学校卒業)	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後に受検しようとする種別に6年以上の実務経験 ② 卒業後に、受検しようとする種別に4年以上、かつ他の種別と合わせ通算で8年以上の実務経験	

◎区分(イ)～(ニ)に係る用語の説明

(注1)	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校を最終学歴としてください。詳細は28頁の「16. 実務経験(1)、③」をご覧ください。
(注2)	実務経験年数は、受検者が実際に従事した建設工事における建設機械施工の工事期間です。詳細は27頁からの「16. 実務経験(1)、①～③」をご覧ください。 第一次検定の試験の前日(令和3年6月19日)までを実務経験年数として見込むことができますが、見込みの実務経験年数に変更があった場合、必要な修正申告をしないと、不正行為として受検の停止や合格の取消となる場合がありますので注意してください。
(注3)	指定学科は、「受検の手引(別冊)」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。(他の手引とともに、教会ホームページに掲載) 「受検しようとする種別」とは、建設機械の種類により区分されるもので、建設機械施工管理技術検定では、28頁の一覧のように6種別に規定されています。
(注4)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の終了を認定された者をいいます。
(注5)	短期大学卒業には、旧専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。 専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の終了を認定された者をいいます。
(注6)	高等学校卒業には、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。 上記のほか次の①～⑦の試験の合格者または卒業者は、高等学校の指定学科以外の卒業者となります。 ① 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験 ② 旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定 ③ 旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定 ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験 ⑤ 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校の尋常科 ⑥ 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校本課 ⑦ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。
(注7)	国外の学校を卒業された方の学歴は、29頁をご覧ください。

16. 実務経験【参考】

(1) 実務経験とは

建設機械施工管理技術検定における「実務経験」とは、次の①に示す建設工事において、建設機械の適確な操作と統一かつ効率的な運用により施工するために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理（施工計画の策定、工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等を含む）、または指導若しくは監督した経験(補助者としての経験を含む)。
- ・工事の発注者側の技術者として、施工の監督をした経験(補助者としての経験を含む)。
- ・建設機械の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験(建設機械の点検整備等を含む)。

なお、施工に直接的に関わらない**以下の経験は含まれません。**

- ・設計のみの経験
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

上記のほか、「⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について」の一覧表に示す職業訓練も実務経験とみなします。

また、国や公共団体が発注する工事や役務の提供等で、建設工事と同等の施工管理により施工されると認められるものについては、実務経験として認められる場合があります。海外での実務経験については⑥を参照してください。

①建設機械施工管理技術検定における建設工事について

建設機械施工管理技術検定における建設工事とは、建設業法第2条に定められた建設工事で、次表の29の工事のうち、②に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事が対象です。

建設業法別表第一(第二条、第三条)より

1. 土木一式工事	11. 鋼構造物工事	21. 熱絶縁工事
2. 建築一式工事	12. 鉄筋工事	22. 電気通信工事
3. 大工工事	13. 舗装工事	23. 造園工事
4. 左官工事	14. しゅんせつ工事	24. さく井工事
5. とび・土工・コンクリート工事	15. 板金工事	25. 建具工事
6. 石工事	16. ガラス工事	26. 水道施設工事
7. 屋根工事	17. 塗装工事	27. 消防施設工事
8. 電気工事	18. 防水工事	28. 清掃施設工事
9. 管工事	19. 内装仕上工事	29. 解体工事
10. タイル・れんが・ブロック工事	20. 機械器具設置工事	

※次のいずれかに該当すること

- *国または地方公共団体が発注した工事
- *鉄道、道路、ダム、河川、港湾、上下水道等の公共性のある工作物の工事
- *電気事業用施設、ガス事業用施設の工事
- *学校、図書館、工場、病院、百貨店、事務所ビル等の公衆または不特定多数の者が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事でないもの)

②建設機械の種別について

建設機械施工管理技術検定における「建設機械を使用しての施工」とは、次表に示す第1種～第6種に該当する建設機械を使用し施工することをいいます。

建設機械の種別一覧

種別	試験科目	内 容
第1種	トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダー	モーター・グレーダーによる施工
第4種	締め固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	舗装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
第6種	基礎工事中用建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

③学歴と実務経験について

実務経験は、最終学歴となる学校を卒業した後の経験のみとなります。最終学歴以前のもの及び在学中のものは実務経験に含みません。

最終学歴以前の实務経験や職業訓練、定時制または通信制の学校に在学中の実務経験を受検資格要件とする場合は、それ以前に卒業した学校が最終学歴となります。

④指定学科について

指定学科とは、国土交通省令で定められた学科と、国土交通大臣がそれと同等以上と認定した学科で、この受検の手引の別冊「指定学科・専修学校等一覧」に記載しているものです。これ以外のものが、指定学科以外になります。

⑤国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)	実務経験とみなす期間
熊本県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程建設 機械運転科	建設機械運転科	5ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門 学校	鹿児島県立吹上高等技術専門学 校普通課程機械整備系建設機械 整備科	建設機械整備科	1年

注1: 上記は、令和2年11月1日現在までのものです。受検申込の期限までに追加の認定がある場合は、当協会ホームページにてお知らせします。

注2: 受検資格の区分(ロ)および(ハ)において種別の実務経験とする場合は、職業訓練の期間は「その他の種別での実務経験年数」となります。

注3: 職業訓練を実務経験とする場合は、訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

⑥国外における学歴と実務経験について

受検資格の区分(イ)～(ニ)における学歴は、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。また、実務経験については、国内の建設工事のほか、建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事が対象です。

上記以外の国外における学歴および実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受けることで、建設機械施工管理の技術検定を受検することができます。

認定書の交付手続きは、学歴の認定審査で1～3ヶ月、学歴および実務経験の認定審査で6ヶ月程度の期間を要するとされています。受検の申込みに際しては、十分な余裕をもって事前に手続きを行ってください。

(認定に関する問合せ先)：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
 国土交通省 不動産・建設産業局 建設業課 技術検定係
 TEL：03-5253-8111(内線24-744) FAX：03-5253-1553

(2) 実務経験年数の期間について

申請書類(実務経験証明書)への記載は、工種ごと、建設機械の種別ごとに区分してください。実務経験および職業訓練の期間は、重複して申請することはできません。

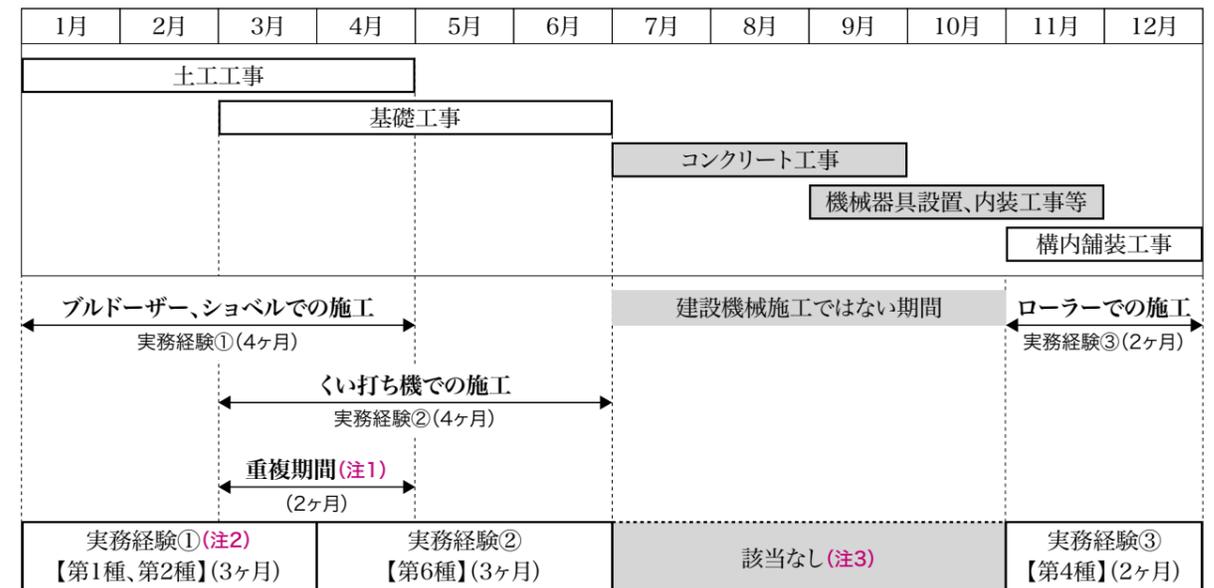
1つの工事において複数の工種や複数の種別の建設機械での施工を経験した場合、または、ある期間に複数の工事や職業訓練(前述の(1)⑤)を経験した場合は、各経験年数や月数を重複することなく申請してください。

また、建設機械施工に関する実務経験以外の工事経験は、建設機械施工管理の種目における実務経験とはなりません。

①1つの工事において、複数の工種や複数の種別の建設機械での施工の監督を経験した場合《例①》

工期が12ヶ月の土木一式工事において、工事の施工の監督を行った場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、実務経験①～③の合計で8ヶ月となります。なお、工事着手前の施工計画の策定、建設機械の搬入・搬出や工事現場における点検整備等の機械管理に従事した期間があれば、その期間も実務経験とします。

《例①》：施工監督の実務経験(土木一式工事における事例)



- (注1) 例示の土工工事と基礎工事のように、工種間で工期が重複する場合は、業務の実態を勘案し当該重複期間を按分してください。
例示の場合、重複期間に同程度の期間で施工監督を行った場合のもので、土工工事3ヶ月、基礎工事3ヶ月としています。
- (注2) 1つの工種で複数の種別の建設機械による施工が行われたときは、種別ごとに実務経験を整理する必要があります。
例示の土工工事の場合、ブルドーザー(第1種)とショベル(第2種)について、それぞれの建設機械の運転時間の比率などから当該期間を按分してください。按分する場合は、合計の実務経験が実際の期間(例示では3ヶ月)を超えないようにしてください。
- (注3) 建設機械施工管理の種目における実務経験は、前述までのとおり、第1種～第6種に該当する建設機械を使用して施工した建設工事について対象としているため、コンクリートポンプ車等によるコンクリート打設工事、クレーン等による機械器具設置工事などは、実務経験の対象となりません。
また、工事の中断等により工事が行われなかった場合は、その月を実務経験の月数から除外してください。

②オペレータとして複数の建設機械での施工をした場合《例②》

12ヶ月の期間、オペレータとして建設機械による施工に従事した場合の実務経験期間の考え方の一例です。この場合の実務経験期間は、実務経験①～③の合計で12ヶ月となります。

《例②》：オペレータとしての実務経験（複数の建設機械による施工の事例）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ブルドーザでの施工					ショベルでの施工			ローラーでの施工			
実務経験①(5ヶ月)					実務経験②(6ヶ月)			実務経験③(3ヶ月)			
					重複期間(注1) (2ヶ月)						
実務経験① 【第1種】(4ヶ月)				実務経験② 【第2種】(5ヶ月)				実務経験③ 【第4種】(3ヶ月)			
<p>(注1) 例示のように、同時期に複数の建設機械で施工した期間がある場合は、実際に従事した工事の日数に応じて重複期間の月数を按分(例示では各1ヶ月)してください。</p>											

(3) 種目間の実務経験の重複について(参考)

建設機械施工管理を除く他の6種目(下表①～⑥)では、受検資格となる実務経験を重複することはできません。なお、建設機械施工管理の受検で実務経験としたもので、他の6種目で求める実務経験でも対象とするものは、その種目における実務経験とすることができます。

実務経験の重複が認められる種目(注1)	実務経験の重複を認めない種目(注2)
・建設機械施工管理と右記①～⑥の6種目	①土木施工管理 ②建築施工管理 ③電気工事施工管理 ④管工事施工管理 ⑤電気通信工事施工管理 ⑥造園工事施工管理

(注1)	建設機械施工管理の実務経験(建設機械の運転者若しくは運転助手として実務経験を除く)は、他の6種目で求める経験内容であれば実務経験とすることができます。また、他の6種目の実務経験としたもので、建設機械施工管理における実務経験の内容を満たすものは実務経験とすることができます。
(注2)	表下欄の6つの種目については、1つの種目で実務経験としたものは、その他の種目での実務経験とは認められません。6種目のいずれかの受検申込をした後、他の5種目を受検する場合は、実務経験の重複に十分注意してください。

17. よくある質問

2級【新しい検定制度について】

- Q** 建設機械施工管理技術検定(第一次検定、第二次検定)とはどのような検定でしょうか？
- A** 改正前の建設機械施工技術検定は、「学科試験」「実地試験」でひとつの検定でした。改正後の建設機械施工管理技術検定では、「第一次検定」と「第二次検定」に区分して、それぞれが独立した技術検定となりました。そのため、合格証明書の交付も検定ごとに行います。それぞれの検定合格者の称号は次のとおりです。
- ・第一次検定合格者：2級建設機械施工管理技士補
 - ・第二次検定合格者：2級建設機械施工管理技士
- Q** 第一次検定、第二次検定に合格すると、それぞれどのような処遇等となるのでしょうか？
- A** ・第一次検定の合格者は、第二次検定の受検資格の要件を満たすことで、合格した種別について、令和4年度以降に行う第二次検定の受検資格を恒久的に得られます。
- ・第二次検定の合格者は、主任技術者になることができます。
- ※「12. 合格者の処遇」を参照
- Q** 過去に取得した2級建設機械施工技士の処遇等はどうなりますか？
- A** これまでの処遇等に変更はありません。(称号を除き、第二次検定の合格者と同じです。)
- Q** 令和2年度に2級建設機械施工技士検定の学科試験に合格していますが、2級建設機械施工管理の第一次検定合格証明書の交付申請はできますか？
- A** できません。ただし、令和3年度の第二次検定(実技)に合格すると「2級建設機械施工管理技士」の称号が付与されます。令和2年度の学科試験合格者には、令和3年7月頃に第二次検定(実技)の受検票を送付します。
- Q** 第一次検定だけを受検することはできるのでしょうか？
- A** 令和4年3月31日時点で、満17歳以上である方はどなたでも受検できます。「受検の手引【第一次検定のみ】」により受検申込してください。
- Q** 第二次検定に不合格となった場合、第二次検定の再受検に年数や回数の制限はありますか？
- A** 検定制度の改正により、第一次検定に合格した方は、期間や回数に制限なく第二次検定を受検することができます。
- Q** 第二次検定(筆記)試験はいつ行われるのですか？
- A** 第一次検定と同日の6月20日(日)に行いますが、第一次検定と重複しない時間割となっています。
- Q** 第一次検定の「施工管理法」の出題範囲を教えてください。
- A** これまでの学科試験の試験科目「土工学」の出題範囲から、施工管理に関する内容を科目として独立させたものです。出題の範囲は変わりません。(※「7. 試験方法及び内容」を参照)

Q 他の施工管理技術検定との実務経験期間の重複について教えてください。

A 建設機械施工管理の種目は、他の種目の実務経験であっても、建設機械施工に関するものであれば、重複しても問題ありません。

Q 令和2年度までに学科試験のみに合格しましたが、第二次検定から受検できるのでしょうか？

A 平成28年度～令和2年度までの学科試験の合格者は、学科試験の合格年度を含む12年間に行う連続する2回の第二次検定について、第一次検定の免除を受けて第二次検定から受検することができます。「受検の手引【第二次検定のみ】」により申し込んでください。ただし、令和2年度に「実地試験(1回目)」を受検し不合格となった方は、令和3年度に限り第一次検定の免除を受けて第二次検定から受検することができます。

2級【申込方法、試験の内容、資格について】

Q 申込期限は、締切日に必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日(3月31日(水))の消印があるものまで有効です。(個人ごとに簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。複数名での申込は受付しません。)

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。申請時から6ヶ月以内でマイナンバーの記載がないものを提出してください。必ず原本とし、コピーは不可です。

Q 住民票、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、申請時から6ヶ月以内の交付日が記載された原本を添付してください。コピーは不可です。
・写真は、申請時から6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を貼付してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどのようなものでしょうか？

A 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」37頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。※「8.申込み内容の変更、取り消し手続き」を参照

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 第一次検定は令和3年6月1日(火)を予定しています。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 第一次検定では受検票で試験会場(住所も記載)をお知らせしています。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 第一次検定は8月4日(予定)に合格発表の予定とありますが、合格発表日は、いつ決まりますか？

A 現時点では、未定です。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第一次検定の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 2級第一次検定試験は、満点を100点(択一式共通問題50点、種別問題50点)点とした場合、総得点で60点以上が合格基準となります。

Q 第二次検定はいつ受検できるのですか？

A 「第一次検定のみ」の合格者は、合格の翌年度以降に、第二次検定の受検資格要件を満たすことで、第二次検定を受検することができます。(※「15. 受検資格【参考】」を参照)

Q 第二次検定に合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した操作施工法の科目(実技試験に使用する建設機械)により労働安全衛生規則で定められた運転技能講習が免除となります。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※「12. 合格者の処遇12.2(2)②」を参照。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 特定自主検査の詳細は、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。
※「12. 合格者の処遇12.2(2)①」を参照。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (受付時間: 平日の9:30~12:00、13:00~17:30) なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

令和 年度 2級建設機械施工管理技術検定

再受検者資格確認申請書

一般受検者として 受検した受検年度	平成 30 年度以降に、実務経験証明書や卒業証明書等を提出し受検したときの受検年度を記入してください。		
	令和 年度		
受検地・受検番号※1	受検地		受検番号
住所(現在)	〒 ー		
	〒 ー		
住所(当初)※2	〒 ー		
	〒 ー		
氏名	フリガナ		
旧氏名※3	フリガナ		
生年月日	昭和・平成	年	月 日生
確実に連絡のとれる 電話番号 ※できるだけ複数の連絡先を 記入してください。	第1	(自宅・会社・携帯)	ー ー
	第2	(自宅・会社・携帯)	ー ー
	第3	(自宅・会社・携帯)	ー ー

- ※1: 本申請書の提出前に、受検者本人が当協会試験部へ連絡して必ず確認してください。
- ※2: 最初の受検時から住所が変わっている場合は、最初の受検時の住所を記入してください。
- ※3: 最初の受検時から氏名に変更のあった方は記入してください。

- 本申請書は、再受検者として申込書類に添付する受検票等を紛失した方のものです。
- 本申請書の提出にあたっては、必ず受検者本人が当協会試験部へ連絡し、再受検者であることを確認してください。
- 申請は、この頁をコピーし、必要事項を記入のうえ「定額小為替 500 円」とともに、他の申請書類と合わせて簡易書留郵便で送付してください。
- 一度送付いただいた「定額小為替 500 円」は、いかなる場合でも返金できません。

問合せ先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部 TEL 03-3433-1575 ※平日 9:30~12:00、13:00~17:30 受付
------	--

令和3年度 2級建設機械施工管理技術検定受検取消届

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

受検番号	取消を行う検定試験 ※該当の□に「レ」を記入
	<input type="checkbox"/> 第一次検定 ・ <input type="checkbox"/> 第二次検定

氏名 _____

※氏名は正確に楷書で記入してください。

問合せ先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部 (Tel 03-3433-1575)
FAX送信先(注)	03-3433-0401 (一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注) : FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

- 日付は送付日とし、必ず記入してください。
- 郵送の場合は、簡易書留郵便で送付してください。
- 所定の期日までに取消届を受理した方へは、事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検定試験の受検手数料を返金します。

令和3年度 2級建設機械施工管理技術検定

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届

申込時の第一次検定希望受検地	受検番号(注1)

(注1) : 受検票に記載 (令和3年6月1日発送予定)。未着等で不明の場合は、記入不要です。

フリガナ		生年月日
氏名 (氏)	(名)	昭和 平成
(申込時)		年 月 日

※以下の変更事項の該当番号に「○」を付けて、必要事項を記入してください。

①郵便物送付先住所の変更 (郵便物届け先としていない現住所の変更は、届け出不要です。)

フリガナ	
住所 (注2)	(〒 -) (Tel - -)

(注2) : 郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。

②氏名の変更 (戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留郵便で送付してください。)

フリガナ		上記申込時の氏名から左記氏名に変更
氏名 (氏)	(名)	
(変更後)		

③本籍の変更 (戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留郵便で送付してください。)

旧本籍 (都道府県名)	→	新本籍 (都道府県名)	※同一の都道府県内での変更は届け出不要です。

④希望受検地の変更

第一次検定・第二次検定(筆記)		第二次検定(実技)	
(当初)	(変更)	(当初)	(変更)
(変更理由)			

⑤その他の変更

問合せ先	一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部 (Tel 03-3433-1575)
FAX送信先(注3)	03-3433-0401 (一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注3) : FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。